

岩倉具視を想う(二) (つづき)

—明治憲法制定前史—

藤井新一

六

この頃、薩摩藩は武力討幕の意欲をいよいよ強固にし、五月より六月にかけての間、しきりに長州藩や土佐藩の志士と京都に会合して、王政復古の大計画を論議して盟約を新たにした。薩藩の志士は小松帯刀・西郷隆盛・大久保利通・吉井幸輔などであり、長州藩では山県狂介・品川彌二郎・土佐藩では後藤象二郎・坂本龍馬・中岡慎太郎・毛利恭輔などであった。

但し、薩長連合は、既に慶応二年(一八六六)正月に、坂本龍馬の斡旋によって、第二次長州征伐に先んじて、薩摩の西郷・大久保・小松と長州の木戸孝允との間に結ばれていたから、この慶応三年(一八六七)六月の盟約は第二次的のもので、さきの幕府に対する共同防禦を目的としたものから、更に一步を進めて、

幕府の譎詐奸謀、尋常の尽力にては洵も挽回の期有之間敷、

岩倉具視を想う(一) (藤井)

就ては長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込御熟談可仕候間、無_レ腹蔵_二御氣付の事件、御指揮被成下度、就ては不日、吉之助差出し、御国一定不拔の御廟議も相同道、云々

といっている如く、皇権回復のために討幕の手段に出ずべきことを申し合わせたのであった。

〔註〕右の覚書は、山県狂介と品川彌二郎とが、六月十六日に、小松帯刀・西郷隆盛・大久保利通などと会見したときの覚書である。

詳細は、田中惣五郎氏「明治維新史読本」二九〇頁にあり、就いて看られんことを望む。

また「防長回天史」「大久保利通日記」「松菊木戸孝允伝」の同年同月同日の条をあわせ看られよ。

また薩摩と土佐との密約は、二回にわたって行われた。第一次は五月二十一日、中岡の斡旋で乾〔板垣〕退助が西郷隆盛と盟約したもので、

『わが藩論の佐幕に傾くは恥しきも、勤王の同志も尠からずわれらは結束して討幕に参加せん。何分の援助を乞ふ。余は帰国して藩論を動かすべく、叶はざれば同志と共に脱藩して、京に馳せ登るべし。中岡と谷とは京に止まりて策応する所存なり』

と述べて、西郷とは初対面ながら、深く相約する所があつた。第二次の盟約は、六月二十二日、薩摩の小松・西郷・大久保・吉井に対して、土佐の後藤・坂本・中岡・毛利が申し入れたもので、次の如き堂々たる盟約書が交換せられた。

約定の大綱

一、国体を協正し、万世万国に互りて恥ぢさる。是第一義
一、王政復古は論なし。宜しく宇内の形勢を察し、参酌協正すべし

一、国に二帝なし、家に二主なし。政刑唯一君に帰すべし
一、將軍職に居て政柄を執る、是天地間あるべからざるの理なり。宜しく侯列に帰し、翼戴を主とすべし。

右、方今の急務にして、天地間常有大条理なり。心力を協一して斃れて後已まん。何ぞ成敗利鈍を顧みる暇あらんや

皇慶応丁卯六月

約定書

一、方今皇国の務、国体制度を糾正し、万国に臨で恥ぢさるるを第一義とす。

其要、王政復古、宇内の形勢を参酌して、後世に至てなほ遺憾なきの大条理を以て処せむ。

国に二王なし、家に二主なし。政刑一君に帰す。是れ其大条理。

我が皇家、綿々一系、万古不易。然るに古、郡県の制變じて、今、封建の体となり、大政遂に幕府に帰す。上、皇帝在るを知らず、是を地球上に考るに、其国体制度、如茲者あらんや。然則、制度一新、政權朝廷に帰し、諸命議、人民協和然後、庶幾は万国に臨で恥ぢず、是を以て、初て我が皇国の国体、特立する者といふべし。

若し二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝暮諸侯俱に相弁難く、枝葉に馳せ小条理に止り、却て皇国の大基本を失す。豈に本志ならんや。爾後、熱心公平、所見万国に存す。此大条理を以て、此の大基本を立つ。今日、堂上諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず、斃れて後已まん。

今般、更始一新、皇国の興復を謀り、奸邪を除き明良を挙げ、治平を求めて天下万民の為に寛仁明恕の政を為さんとて此法則を定むる事、左の如し。

一、天下の大政を議定する全権は朝廷にあり。

我が皇国の制度、法則、一切の万機、京師の議事堂より出づるを要す。

一、議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢献すべし。

一、議事院上下を分ち、議事官は、上公卿より下陪臣庶民に

至るまで、正義純粹の者を選挙し、尚且、諸侯も自ら其聯掌に因りて上院の任に充つ。

一、將軍職を以て天下の万機を掌握する理なし。

自今、宜しく其職を辞して、諸侯の列に帰順し、政權を朝廷へ歸すべきは、勿論なり。

一、各港外国の条約、兵庫港に於て新に朝廷の諸大夫と集合し、道理明白の新約定を立て、誠実に商法を行ふべし。

一、朝廷の制度法則は、往昔より律令ありといへども、当今の時勢に参し、或は当らざる者あり。

宜しく弊風を一新改革して、地球上に愧ぢざるの国本を建てむ。

一、此の皇国興復の議事に関係する士大夫は、私意を去り公平に基き、術策を設けず正実を貴び、既往の是非曲直を問はず、人心一和を主として、此の議論を定むべし。

右、約定せる盟約は、方今の急務、天下の大事之に如くものなし、故に一旦盟約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧むや。唯一心協力、永く貫徹せむことを要す。

というのである。幕府を倒し、將軍を諸侯の列に下し、王政を復古し、諸制を改革して、国威を復興するために、薩長と薩土が協力しようとするのである。

〔註〕右の薪土盟約については、左記を参照せられよ。

尾佐竹猛博士〔幕末維新の人物〕四五―四六頁

田中惣五郎氏〔明治維新史読本〕二九二―二九九頁

かくの如くにして、雄藩の連合は成就して、討幕の氣勢は揚った。薩摩と長州とは、武力解決を念とする。土佐藩は將軍の円満辞任を策するかに見えたが、それでも万一の際には武力行使も辞しない。板垣退助、中岡慎太郎の如きは、その方面の準備も怠らなかつたのである。

しかし、この大事を決行するには、朝廷を動かし奉らなければならぬ。薩長を連合せしめ、薩土の密約を締結した坂本龍馬と中岡慎太郎とは、一面このことをも考慮しつつ、堂上公卿にその人なきを歎じつつあった。それを在京の土佐藩士大橋鍔猪が知って、まず中岡慎太郎を岩倉公に逢わせようとする。中岡は世評を盲信して、大奸と皇事を語るをいさぎよしとしない、という。大橋は公の心事を説いて、中岡の蒙を啓く。会谈一夕にして、中岡は岩倉公に傾倒し、六月二十五日、坂本龍馬を誘うて、岩倉村の山荘に公を訪うた。坂本また公に傾倒すること深く、それからのおち、しばしば会合して機密の計をなした。やがて中岡は坂本と謀り、太宰府に赴いて、謫居中の三条実美公に説き「岩倉公と提携して、王政復古の大事をなすべし」という。三条公はこれを拒み、「岩倉の如き大奸と大事を図るべしや」と。中岡は岩倉公の冤を雪ぐに努め、東久世通禧卿また、岩倉公を在京公卿中の第一人者なりと賞した。三条公これを佳とし、書を裁して、内外呼応してもって国事

に尽瘁することを、岩倉公に誓うた。

岩倉公はこれを喜び、中御門経之・中山忠能・正親町三条実愛の三卿に図り、討幕の機至れりとなし、薩摩藩の西郷隆盛・大久保利通・小松帯刀と謀議をめぐらした。議は熟して、薩摩藩より長州藩と芸州藩とを誘うことになり、九月中旬、三藩の間に出兵の盟約が成った。薩長の兵を三田尻に集め、安芸の兵と共に、摂海に乗り入れて、王政復古の大事を決行するべく、そのためには討幕の密勅を仰ぐとするのである。

十月初旬、この計画を進めると同時に、岩倉公は、中山忠能卿に托し、王政復古大挙の議を密奏した。表文に

方今、海外万国、大小ト無ク。国力ヲ挙ケテ富強ノ術ニ致シ、人智日々相開ケテ万里ニ雄飛シ、宇内ノ形勢大ニ一変ス。最時ニ当リ、皇国ノ政体制度御革新、万世ニ互リ万国ニ臨ミ天地ニ愧ツベカラサルノ大条理ヲ以テ、不拔ノ御国是ヲ確立シ、衆心一致、皇威ヲ内外ニ宣揚シ、中興ノ御鴻業ヲ施行セラルルハ、至大至要ノ急務ト奉レ存候。

抑々皇家ハ連綿トシテ万世一系、礼樂征伐朝廷ヨリ出候テ、純正淳朴ノ御美政、万国ニ冠絶タリ。然ルニ中葉以降、霸府大柄ヲ掌握シ、文武分岐シ、天下ノ大勢古代トハ一変シ、朝廷ハ全ク虚器ヲ擁セラルルノ姿ニテ、万民ハ上ニ天子アルヲ知ラザルノ陋習ト相成リ、愧ツベク歎スベキノ甚シキモノニ候。

夫レ国家綱紀ノ弛張、人心ノ離間ハ、名ヲ正スニ始マリ候ハ

古今ノ通論ニ候処、近年、幕府ニ於テ失政尠カラズ、外ハ各国ノ条約ノ締結、内ハ長防ノ処置等、総テ朝廷ヲ脅制シ奉リテ、列藩ノ公議ヲ排斥シ、放肆縦横ノ政令ヲ施行シ、人心離叛、禍乱相踵ギ、遂ニ今日ノ体ニ陥溺シ、尚此上、私心ヲ以テ偏執邪曲ノ政令陸續ト出デ、暴威鷓張相成候テハ、全ク朝廷ヲ擁スルノ姿ニテ、一令相発スルトキハ一激ヲ増スノ人心ニ候ヘバ、約リ宝祚ノ安危ニ相係リ候ハ必然ノ御儀ト、不堪ニ苦心之至ニ候。仮令一時無事ナリトモ、自今万国ノ交誼、天地ノ公道在ル所ヲ以テ、和戦ヲ決シ進退ヲ定ムルノ際ニ当リ、斯ル名分紊乱ノ制度ヲ以テ万国ト御対峙ハ相成リ難キノミナラズ、皇国内ノ人心ニ於テモ、亦、片時モ居合相付キ難ク、内外実ニ容易ナラザル危急ノ御大事切迫ノ御時節ナルヲ以テ、断然ト征夷將軍職ヲ廃止セラレ、大政ヲ朝廷ニ収復シ、賞罰ノ權、予奪ノ柄、皆、朝廷ヨリ出テテ、大ニ政体制度ヲ御革新在ラセラレ、皇国ノ大基礎ヲ確立シ、皇威恢復ノ大根軸ヲ確定セラレ度、非常ノ御英断ヲ以テ、速ニ朝命降下相成候様、奉レ願候事

十月

臣友 山

とある。これを六月二十二日の薩土約定書と比較すれば、辭句の共通する所があり、従って岩倉公が雄藩の志士と王政復古の大業について謀議することしばしばであった、上下の意図の一致を見ること尋常でなかつたことを察すべきであるが、中山卿はこの表文を闕下に捧呈すると共に、薩摩・長州・安芸の三藩の連合が成就して、挙兵の準備の整

つた次第を奏上したので、主上はこれを嘉し給い、ここに王政復古決行の機は熟したのである。

かくて十月十三日、長州藩主毛利敬親父子の勅勘を免じ官位を復して入朝を命じ給うの宣旨を、まず長州藩へ下されることになった。宣旨は中山忠能卿より伝達せらるべきところ、新撰組浪士の中山邸を監視することが嚴重を極めたので、中山卿より岩倉公の末子である八千丸に托して岩倉公に渡し、寺町の岩倉邸において岩倉公から長州藩の広沢兵助に授けられた。

毛利 宰相
同 少 将

戊午以来、邦国多事天步艱難之砌、東西周旋其勞不尠候処、幕府暴戻之余、讒構百出、遂ニ乙丑丙寅之始末ニ及候得共、從來為皇國謁忠誠候父子之至情徹底、於先帝顧命之際、茂、深被留勸慮候。依之、今般御遺志御継述、本官本位ニ被復候間、速ニ可有入朝、愈以、干城之勤不可怠旨、御沙汰候事

慶応三年十月十三日

忠能
実愛
之能

というのが、長州藩へ下された宣旨であって、文久三年八月に朝議を蒙って以来、四箇年にして、長州藩は陛下の股肱たるべく召命を拝したのであった。

岩倉具視を想う(一) (藤井)

ついで、翌十月十四日には、薩長二藩に対して討幕の密勅が下り、征夷大將軍徳川慶喜を討ち、会津藩主松平容保と桑名藩主松平定敬とを誅すべきことが、命ぜられた。薩摩藩からは大久保一蔵、長州藩からは広沢兵助が、時を同じうして正親町三条実愛卿の邸に出頭し、それぞれ詔書と宣旨とを拝受した。詔書には、

詔、源慶喜藉累世之威、恃國族之強、妄賊害忠良、數葉絶王命。遂矯先帝詔而不懼、擠万民於溝壑而不顧、罪惡所至、神州將傾覆焉。

朕今為民之父母、是賊而不討、何以上謝先帝之靈。下報万民之深讐哉。是朕之憂憤所在、諒閱而不顧者、万不得己也。

汝宜体朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天之偉勲、而措生靈于山嶽之安。此朕之願、無敢或懈。

慶応三年十月十四日

正二位 藤原忠能
正一位 藤原実愛
権中納言 藤原経之 奉

とあり、宣旨には

会津 宰相
桑名 中将

右二人、久滞在釐下、助幕賊之暴、其罪不軽候。依之、速可加誅戮旨、被仰下候事

十月

忠能
実愛
之能

とあった。これらの詔書と宣旨とは、忠能・実愛・経之の三卿の奉ずるところであったが、これを奉ずるに当っては岩倉公もまた三卿とこれが奏請を画策するところであり、あらかじめ聖旨を体して玉松操に命じ起草せしめたのであった。

〔註〕 以上の詳細は、〔岩倉公実記〕中巻、五十三頁以下七十三頁までに見える。

そのほか、本多辰次郎博士〔維新史〕五六一―五七六頁をも参照せられたい。

かくて幕府は危機に頻した。文久二年以来の岩倉公の画策により、今や幕府は絶対絶命の境に追い込まれた。長州藩は兵を集めて上京の期をうかがい、薩州藩でも小松・西郷・大久保が藩地に帰って島津久光の上京を促しつつあった。これら芸長二藩にして、芸州藩の兵をあわせて上京することがあれば、慶喜將軍も干戈を執って戦うか、旗鼓を投じて恭順するか、二者その一を択ばざるを得ないわけである。

時に、土佐藩に公議政体論があり、幕府を倒して王政を復古するに異論はないが、願わくは武力に訴えることなく、慶喜將軍みずからの手をもって幕府を鎖ざさしめ、大政を奉還して諸侯の列に加わり、列藩会議に統領となつて庶政を翼賛し奉らしめるに如かず、となした。坂本龍馬は

これを主唱し、後藤象二郎はこれに動き、山内容堂侯はこれに満腔の賛意を表した。けだし、藩祖山内一豊以来、徳川家恩顧の土佐藩として、幕府に尽すべき最後の忠誠であったのである。

かの慶応三年(一八六七)六月の薩長盟約に際して、土佐藩が薩藩と密約して討幕論に加わったのも、その実は薩長の武力討幕をしばらくなりとも牽制して、事を穏便に運ばしめんがためであったという。その七月、後藤は土佐に帰って容堂侯に調し、薩長討幕の迫れることを告げて、大政奉還の建白方を懇懇した。侯はこれを諾し、波瀾曲折の後藩論を一定し、松岡七助をして、次の建白書を草せしめた。

誠惶誠恐、謹て建言仕候。天下憂世之士、口を噤て敢て言はざるに到候者、誠に可懼の時に候。朝廷幕府、公卿諸侯、旨趣相違あるの状に似たり、誠に可懼の事に候。此二懼は、我の大患にして彼の大幸也。彼の策、於是乎、成矣と可謂候。

如し此事態に陥り候は、其責、至意誰に帰すべきや。併し、既往の是非曲直を喋々弁難すとも、何の益かあらん。唯願はくは、大活眼大英断を以て、天下の万民と共に、一心協力、公明正大の道理に帰し、万世に亘て不恥、万国に臨て不愧の大根柢を建てざるべからず。

此趣旨、前月上京の砌にも、追々建言仕候心得に御座候得

共、何分阻隔の筋のみ有之、其内不図も旧疾再発仕、不得已帰国仕候以来起居動作と雖も不随意の事に到り、再上の儀は暫時相整之申候は、誠に残懐の次第にて、只管此事のみ日夜焦心苦思罷在候。

因て、愚存の趣、一々家来共を以て言上仕候。唯幾重にも公明正大の道理に帰し、天下万民と共に、皇国数百年の国体を一変し、至誠を以て万国に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの大機会と奉存候。

猶又、別紙得と御細覽被_レ仰付_レ度、懇々の至情難_レ黙止_レ泣血流涕の至に不堪候。

慶応三丁卯九月

松平容堂

かくて九月二十一日、後藤象二郎と神山左多衛とに命じ、建白書を携えて上京せしめた。福岡藤次(孝弟)は京にあり、後藤らの上京に先んじて、幕府在職の人物と聞えた永井玄番頭に入説した。十月四日、後藤は神山・福岡と相携えて、閣老板倉伊賀守を訪い、容堂侯の建白書を差し出し、添うるに別紙の陳述書をもつてした。

別紙

宇内の形勢、古今の得失を鑿み、誠惶頓首再拜、伏惟、皇国興復の基業を建てんと欲せば、国体を一定し制度を一新し、王政復古、万国万世に不_レ耻者を以て、本旨とすべし。奸を除き良を挙げ、寛恕の政を施行し、朝幕諸侯齊く此大基本に注意するを以て、方今の急務と奉_レ存候。

岩倉具視を想う(一)(藤井)

前月四藩上京仕、一二獻言の次第も有之、容堂儀は病症に因りて帰国仕候以来、猶又、篤と熟慮仕候に、実に不容易時態にて、安危の決今日に会之哉に愚慮仕候。因て早速再上仕、右の次第一々、乍_レ不及、建言候志願に御座候処、今に於て病症難洪仕、不得止、微賤の私共、愚存の趣、乍_レ恐、言上為_レ仕候。

一、天下の大政を議定する全権は朝廷にあり、乃、我皇国の制度法則、一切万機、必ず京師の議政所より出づべし。

一、議政所上下を別ち、議事官は、上公卿より下陪臣庶民に至る迄、正明純良の士を選挙すべし。

一、庠序学校を都会の地に設け、長幼の序を分ち、學術技芸を教導せざるべからず。

一、外蕃との規約は、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣と諸藩と相議し、道理明確の新条約を結び、誠実の商法を行い、信義を外蕃に失せざるを以て、主要とすべし。

一、海陸軍備は一大至要とす。軍局を京摂の間に築造し、朝廷守護の親兵とし、世界に比類なき兵隊と為さん事を要す

一、中古以来、政刑武門に出づ。洋艦来航以後、天下紛紜、国家多難、於是、政權稍動く。是、自然之務也。今日に至り、古来の旧弊を改新し、枝葉に馳せず、小条理に不_レ止、大根基を建てるを以て、主とす。

一、朝廷の制度法則、従昔の律例ありと雖も、方今の時勢に参合して、或は当然ならざる者あらん。宜しく其弊風を除き、一新改革して、地球上に独立する国本を建つべし。

一、議事の士大夫は、私心を去り公平に基き、術策を不説、

正直を旨とし、既往の是非曲直を不問、一新更始、今後
の事を祝るを要す。言論多く実功少き通弊を踏むべから
ず。

右の条目、恐くは当今の急務、内外各般の至要、是を捨てて、
他に求むべき者は、有之間敷と奉存候。然則、職に当る者、成
敗利鈍を不顧。一心協力、万世に亘て貫徹致候様有之度、若
或は従来の事件を執り、弁難抗論、朝幕諸侯、互に相争の意あ
るは、尤も然るべからず。是則、容堂の志願に御座候。

因て愚昧不才を不顧、大意建言仕候。就ては、乍恐、是等の
次第、空しく御聴捨に相成候ては、天下の爲めに残懷不鮮候。
猶又、此上寛仁の御趣意を以て、微賤の私共と雖とも、御親問
被_レ仰付_二度、奉_二懇願_一候。

慶応三丁卯九月

松平土佐守内

寺村左膳

後藤象二郎

福岡藤次

神山左多衛

がこれである。後藤らは、板倉閣老と永井玄蕃頭とに入説
大いに努め、板倉等はこれを承諾した。

折柄、薩摩藩の諸士は、討幕開戦を主張して、すこぶる
騒然としていた。後藤と福岡とは、小松帯刀の邸を訪れ、
しきりにその猶予を乞うた。西郷隆盛と大久保利通とは、
強硬に反対したが、小松の調停によって、五日間の猶予を

得た。そこへ坂本龍馬が入京して、永井玄蕃頭を訪い、幕
府に薩長を圧伏し得る実力があるかどうかを尋ね、

『若しこれなきに於ては、寧ろ、彼等の討幕の先を越して、
徳川家より大政返上に出でられるこそ、却て得策なるべし』

と勧告したので、幕府の意向はほぼ決したという。すなわ
ち、十月十日に松平慶永侯の意見を徴し、十二日には慶喜
公より奉還の決意を幕臣に告げ、十三日には在京諸藩の重
臣を二条城に集めて、板倉閣老より大政奉還の可否につき
諮詢するところがあつた。しかるに諸臣は驚愕して即答し
得る者はなく、ただ、土佐藩の後藤象二郎と福岡藤次、薩
摩藩の小松帯刀、安芸藩の辻将曹、備前藩の牧野権六郎、
宇和島藩の都築権六郎のみが、後に残つて將軍に謁見し、
口を揃えて將軍の果断を懇願した。

かくて十月十四日、所司代松平定敬、慶喜將軍の命を奉
じて参内、大政奉還のことを奏請した。その表文に

臣慶喜謹而皇国の沿革を考候に、昔、王綱紐を解て相家権を執
り、保平の乱、政権武門に移てより、祖宗に至り更に龍眷を蒙
り、二百余年子孫相承け、臣慶喜其職を奉すと雖も、政刑当を
失ふ事不少、今日の形勢に至り候も、畢竟、薄徳の所致、
不堪慚懼候。

況や当今、外国の交際日に盛なるより、弥々政権一途に出不
申候ては、綱紀難立候間、従来の旧習を改め、政権を朝廷に

奉_レ帰、広く天下の公議を尽し、聖断を仰ぎ、同心協力、共に皇国を保護仕候へば、必ず海外万国と可_レ並立、臣慶喜国家に所_レ尽、不_レ過_レ之と奉存候。

猶、見込み義も有_レ之候得ば、可_レ申聞旨諸藩へ相達置候。

依之、此段、謹て奏聞仕候。

以上

とあつた。二条摂政はこれを見て驚き、紀州藩士三浦休太郎の奏聞に答えて、朝廷におかせられては御許可されないであろう、という。けだし、保守派の堂上にとっては、正に晴天の霹靂であつたのである。

岩倉公も、土佐藩の周旋と、慶喜將軍の唐突な大政奉還とに接して、武力討幕の好機が去つたことを痛歎したが、廟堂に確乎とした決意がなくて、慶喜將軍の奏請をも却下せられようとするのを見て、十四日の夜、中山忠能・嵯峨

(正親町三条)実愛・中御門経之の三卿と図り、

一、王政復古断然御治定の事

一、將軍職辭退、内論の事

一、毛利父子可_レ有_レ入朝旨、以_レ勅使_レ被_レ仰下_レ候事

一、賢明諸藩主、可_レ被_レ召之事

薩、芸、土、越、宇和島

右、当令人望有_レ之勤王之輩、速被_レ召、大政之公議被_レ聞食、万世不拔之御国是、可_レ被_レ為_レ建之事

という条項を草し、実愛と経之とが二条摂政に上つて廟議を一定せんことを請うた。保守派の諸卿は大いに躊躇した

が、ついに廟議は政權受理に決し、翌十五日、慶喜を召して、

祖宗以来御委任、厚く御依頼被_レ為_レ在候へとも、方今宇内の形勢を考察し、建白の旨趣尤に被_レ思召_レ候。猶、天下と共に同心尽力致し、皇国を維持、可_レ奉_レ安_レ宸襟、御沙汰候事

大事件外夷一条は尽_レ衆議、其余諸大名伺、被_レ仰出_レ等は、朝廷於_レ両役所取扱、自余の儀は、召之諸侯上京之上御決定可_レ有_レ之、夫迄の処、支配地市中取締等を是迄の通りにて、追て可_レ及_レ御沙汰_レ候事

という御沙汰と共に、大政奉還の儀を御聴許あり、ここに平穩無事、何等武力を行使することなく、王政復古の大業は成就したのである。

ついで十月二十二日、慶喜は將軍職をも辭退し奉ることをお願い出で、朝廷はこれを御嘉納あらせられ、徳川幕府は形式上ここに倒れたのである。

〔註〕 以上の詳細については左記の文献を看られよ。

坂崎斌氏〔鯨海酔侯〕二五二頁―二七三頁

皇后宮職〔岩倉公実記〕中巻七十四丁―八十一丁

本多辰次郎博士〔維新史〕五七七頁―五八四頁

七

かくの如くにして王政復古は成就した。さりながら、土佐藩の周旋によつて慶喜公が進んで大政を奉還したことは

岩倉公一派の公卿や大久保、西郷などの薩藩志士にとっては、すこぶる本意ないことであった。けだし、幕府を徹底的に打破して、強固な皇権を確立しようとする公等の大望が、中途半端に阻止せられた形になっていたからである。

はじめ討幕決行を五日間延期して、その間に土佐藩をして大政奉還を促進せしめたのも、事成らざれば幕府を討つべき正々堂々の名義を握み得るからであった。それが慶喜公の果敢によって円満に落着いたので、岩倉公一派としては気を抜かれた形である。朝廷の温和派は、十萬石以上の諸藩を召集して、万機を公論に決しようという。慶喜また内大臣として、且つ、諸侯の筆頭として、衆議を統裁する心組で、西周助に命じて、欧米風の議會制度にならない、一種の議會憲法を起草せしめつつあった。

しかるに、召命をうけた全国の諸侯、首鼠兩端を持し、疾と称して上京しない者がすこぶる多い。これ朝権を恐れざるの故である。今は、朝廷の威令を天下に示さざるべからざるの時だ。それには徳川氏の威力を、できるだけ押えなければならぬ。十一月八日、京都在住の恩命に浴した岩倉公は、中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之の三卿、および、大久保・西郷と画策し、慶喜をして諸侯を統裁せしめることなく、また、全国の諸侯會議にはかることなく薩・長・芸・そのほか二三の雄藩の兵力を背景として、電

光石火のうちに王政復古の大号令を天下に布達しようと計った。大久保利通は、最も周旋鞭撻につとめ、温和派の賀陽宮朝彦親王・二条摂政以下の参朝を止め、革新派の宮・公卿・諸侯・志士をもつて新政府を組織することに決し、いよいよ実行に着手すべき議のまとまったのは、慶応三年十二月朔日のことであった。

〔註一〕慶喜公が西周助に議會憲法を起草せしめたことは、大正五年十月発行の雑誌「江戸」に見えており、条章の全文が二号にわたって連載せられている。

〔註二〕王政復古大号令渙発の計画については、前掲の「岩倉公実記」や「鯨海醉侯」や「維新史」などについて見られたい。

この間に、二条摂政などの温和派においても、朝議一定・綱紀確立のこと、長州藩処分のこと、九条前関白以下岩倉公など赦免のこと、三条実美以下七卿赦免のこと、について、公卿・諸侯・藩臣を召集して評議せしめることとなり、十二月八日の夜より九日の暁にかけて、参会熟議することになった。

岩倉公等の事を挙げべきは、まさにこの時である。よつて八日の夜、公は尾・越・薩・土・芸の五藩より、重臣二人ずつ

尾 張 藩 尾崎 八右衛門 丹波 淳太郎

薩摩藩 岩下佐次右衛門 大久保一藏
越前藩 中根雪江 酒井十之丞
土佐藩 後藤象二郎 神山左多衛
安芸藩 辻 将曹 桜井興四郎

を本邸に招き、王政復古断行の内勅を拝したことに
ついては、明十二月九日卯刻(午前六時)を期して、参朝し、藩主
は朝議に列し藩兵は宮門を守護すべきことを命じた。

当日覚悟の条々

- 一、卯一点、必参朝之事
- 一、同刻、兵士繰込之事
- 一、御門、総て大門を閉ち、穴門より通行之事
- 一、公家門・御台所門之外は、誰後門と雖、悉皆閉切之事
但、守衛兵士通行之儀は格段之事
- 一、被_レ止_レ参朝_二公卿、見誤無_レ之様、心得事
- 一、官・公卿・参朝之輩、主人之外、家来向は、総て御門外
限、不_レ許_レ入事
但、隨身物、或は文通之類は、使番仕丁等にて、非藏人口へ
伝送之事
- 一、三職家来、鑑札を以、通行之事
- 一、御門々々、出入人体見定之為、非藏人二人出張之事
外に使番三人、仕丁五人
- 一、会津・桑名・藤堂・大垣、見廻・新撰、其外斥候之事
- 一、非常之儀有_レ之、注進之儀出来之節者、四方共、非藏人口

岩倉具視を想う(二) (藤井)

へ可_レ申出_二事

但、非藏人口南談之間、堂上非藏人詰可_レ有_レ之事
一、各藩屯所、並從者休息等之事

日華門外廻廊

月華門外回断

承明門外回断

このほか各藩警備の部署を定め、時期の至るまで厳に秘し
て、機密の洩漏しないよう、相警して帰邸するようにし
た。

温和派の朝議は、朝彦親王・晃親王、九条道孝・大炊御
門家信、近衛忠熙・鷹司輔熙・広幡忠礼、正親町三条実愛
葉室長順・柳原光愛、日野資宗・飛鳥井雅典、等々、その
ほか在京諸侯と重臣などにより、二条摂政の主宰の下に行
われ、まず毛利侯父子の参朝を許し、ついで暁に及んで勅
勘公卿の赦免を議した。岩倉公が、三条実美・東久世通禧
などの諸卿と共に、正式に参朝を許されたのは、実に十二
月九日の暁においてのことであった。

さて朝議が終了して、二条摂政以下が退朝すると、かね
ての申し合わせにより、中山忠能・正親町三条実愛、徳川
慶勝・松平慶永・浅野茂勲などは、宮中に留って岩倉公の
参朝を待つ。やがて公は王政復古の諸制、その他の文案を
携えて参内し、中御門経之がこれに続いた。暫時にして尾

越・薩・土・芸五藩の兵が宮門を固め、熾仁親王・晃親王・純仁親王、大原重徳・万里小路博房など、および、山内容堂・島津茂久が、召命を奉じて参朝し、主上はこれを御学問所に召して、王政復古の大号令を発せしめ給うた。御諭告に

徳川内府、従前御委任大政返上、將軍職辞退之両条、今般断然被_レ聞食_二候。抑癸丑以来、未曾有之困難、先帝頻年被_レ惱_二宸襟_二候次第、衆庶之所知候。依_レ之被_レ決_二勸慮_一、王政復古国威挽回之御基本被_レ為_レ之候間、自今撰閣幕府等廢絶、即今総裁・議定・參與の三職を置れ、万機可_レ被_レ為_レ行、諸事神武創業の始に基き、縉紳武弁堂上地下の別なく、至当の公議を謁し、天下と休戚を同く可_レ被_レ遊_二勸慮_一に付、各勉勵、旧來驕惰の汚習を洗ひ、尽忠報国の誠を以て、可致奉行候事

とある。右は、王政を復古して国威を挽回するの御基本を立てさせ給うこと。撰政閣白および幕府の制を廢して総裁・議定・參與の三職を新設せられること、神武創業の始めに帰って万機公議に決し天下と休戚を同じくせられること、などの勸慮を体して、旧習一洗・尽忠報国の誠を致すべきことを仰せ出されたものと、拝するのであるが、王政を神武創業の古に帰し奉るべしとは、岩倉公のかねての持論であって、国体の精華・肇国大精神への自覚反省が、この王政復古の大原理を生み出したのである。

この大号令に基づいて、次の如き官職の改廢が行われ、また朝典の改廢、言路洞開、人民憐恤などの具体案が命ぜられた。

一、内覽、勅問御人数、国事御用掛、議奏、武家伝奏、守護職所司代、総て被_レ廢候事

二、三職人体

総裁 有栖川宮

議定 仁和寺宮、山階宮

中山前大納言、正親町三条前大納言、中御門中納言、

尾張大納言、越前宰相、安芸少将、土佐少将、薩摩少

将

參與 大原宰相、万里小路右大弁宰相、長谷三位、岩倉前中

将、橋本少将

尾張三人、越前三人、薩藩三人、土藩三人、芸藩三人

一、太政官始、追々可_レ被_レ為_レ興候間、其旨可_レ心得居_二候事

一、朝廷礼式、追々御改正可_レ被_レ為_レ在候得共、先、撰錄門流

之儀、廢止候事

一、旧弊御一洗に付、言語之道致_二洞開_一候間、見込有之向は貴

賤に不_レ拘無_レ憚可致_二獻言_一、且、人材登用第一の御急務に候

故、心当之人有_レ之候はば、早々言上可_レ有_二之事

一、近年物価格外に騰貴、如何ともすべからざる勢、富者は益

々富を累ね、貧者は益々窘急に至り候趣、畢竟、政令不正

より所_レ致、民は王者之大宝、百事御一新之折柄、旁々被_レ

悩_ニ宸襟_一候。智謀遠識救弊之策有之候はば、無_ニ誰彼_一可_レ申出_ニ事

一、和宮御方、先年関東へ降嫁被_レ為_レ在候得共、其後將軍薨去、且、先帝攘夷成功の勳慮より被_レ為_レ許候処、始終奸吏の詐謀に出で、御無詮の上は、旁々一日も早く御還京被_レ為_レ促度、近日御迎公卿被_レ差立候間、其旨心得可_レ居候事

これがために、二条摂政以下、温和派の公卿二十余名が、
摂政 二条斉敬

官 賀陽宮朝彦親王

公卿 九条道孝、大炊御門家信、近衛忠熙、鷹司輔熙、近衛忠房、一条実良、徳大寺公純、広幡忠礼、柳原光愛、葉室長順、日野資宗、飛鳥井雅典、広橋胤保、野宮定功、六条有容、久世通熙、豊岡随資、伏原宣論、裡辻公愛

などの如く、参朝を停めて謹慎を命ぜられ、代わって岩倉公一派の革新派が、それぞれ総裁・議定・参与に任ぜられて、維新政府を背負って立ったのである。

同時に、蛤門を警衛した会津藩、公家門を警衛した桑名藩が退去を命ぜられ、尾張・越前・薩摩・土佐・安芸の五藩が朝命を奉じて、それぞれ宮門の衛につき、やがて長州藩も入京し来ろうとする。

〔註〕 以上については左記に詳しい。

本多辰次郎博士〔維新史〕五八四頁―五九九頁

藤井甚太郎氏〔幕末維新史〕二一〇頁―二一四頁

岩倉具視を想う(一) (藤井)

皇后宮職〔岩倉公実記〕中巻、百四十一丁―百五十六丁

そのほか〔慶明雜記〕〔守護職始末〕〔大久保利通日記〕なども参照せられたい。

こうして諸制の革新を宣言して、皇権確立に一步を進めた岩倉公の一派は、十二月九日の夜の小御所会議において慶喜に辞官納地を促すべきことを議決し、それによって徳川氏の旧勢力を抑圧して、もって皇権確立の第二步を進めようとした。

その夜、主上は小御所に出御あらせられ、総裁・議定・参与を召され給うた。総裁以下議定参与の官・公卿・諸侯は、既に前述した如き面々であったが、下参与として召された諸藩士は、

尾張藩 丹羽淳太郎、田中邦之助、荒川甚作

越前藩 中根雪江、酒井十之丞

薩摩藩 岩下佐次右衛門、西郷吉之助、大久保一蔵

土佐藩 後藤象二郎、神山左多衛、福岡藤次

安芸藩 辻将曹、桜井与四郎、久保田平司

の十一人で、公卿と諸侯とは次の間に、諸藩士は第三の間に居並ぶ。

中山忠能、開議を宣し、王政復古の大典を挙げ、万古不拔の国是を確定し給わんとするにつき、諸臣謹んで聖旨を

体し、もつて公議を尽そう、という。時に山内侯、慶喜公の召されないことを非とし、

今日、王政一新のはじめ、宜しく公平無私の御所置あるべきに事態甚だ陰険、諸藩の兵をして宮門を嚴戒せしむ。朝敵いづこに在りとせらるるや。慶喜公の如きは、祖先伝来の軍職を抛ちて、皇国のために政令一途に出でんことを祈る。純忠嘉すべきに拘らず、英明天下に聞ゆる慶喜公を、今日の如き重大の議席に列せしめざるは、公議を探るの本旨に反す。二三の公卿、何の定見ありて、斯くの如きの暴挙を演ずるや、憶ふに幼沖の天子を携して権柄を窃取せんとするに非ずや。実に天下の乱階を開くものなり。

と、昂然として膝を進めて論じた。岩倉公、すなわち声を励し、

皇上、不世出の英材を以て、王政復古の大事を決行し給ふ。今日の挙、悉く宸断に出づ。妄に、幼沖の天子を擁して政柄を窃取すとなす、何ぞ、その不敬の甚しきや、

と叱責した。容堂、容を更めて失言を謝し、恐懼して再び発言するの勇気を失うに至ったのである。

松平慶永、代わつて徳川氏累世の功を挙げ、慶喜公を招致するの公平なるべきを言う。岩倉公また駁して次のように述べた。

徳川家康、天下を覇有して太平を致し、蒼生に徳あるは其功小にあらず。然れども子孫功に衿り、威権を弄して、上は皇室を

凌罔し、下は公卿諸侯を脅制し、大義名分の地に墜ること久し。

殊に、嘉永癸丑以来、勅旨に違背し、綱紀を紊乱し、外は擅に欧米諸国と盟約を結びて交通貿易を行い、内には憂国の親王・公卿・諸侯を幽閉し、勤王の志士を戕害し、長防再征の役を起して乱階をなし、禍を社稷に帰し、その罪大なり。

慶喜、果して自責の赤心あらば、当に自ら官位を辞退し、土地人民を返納して、以て王政復古の大業を翼賛すべし。

今、徒に政権の虚名を奉還して、土地人民の実力を保有す、その心術の正邪は問はずして明なり、何ぞ俄に大議に参与せしむべけんや。

宜しく諭すに、官位鵜退、土地人民還納の二事を以てして、自責の誠を知り、然る後に召して廟議に参与せしむをも遅からず。

と、実に堂々の論議、舌端に火を吐いて、徳川氏歴世の罪を鳴らし、辞官納地の先決問題たるべきを論じた。

大久保もまた、慶喜の辞官納地を待つて朝議に参与せしめるべく、若し朝命を奉ぜざるにおいては、その心中の譎詐を鳴らすに武力討伐をもつてすべし、という。後藤象二郎それを駁し、王政復古のはじめ、公明正大をもって天下の人心を収攬すべく、よろしく今日の陰険を去つて、すみやかに慶喜を召して廟議に参画せしむべし、と論じた。

尾越土の三藩は、慶喜を召せといい、薩芸の二藩は、慶

喜に辞官納地を迫るべしという。まさに佐幕派と討幕派、公議政体派と武断派との対立である。それに対して、岩倉公と大原重徳卿とのほか、公卿の諸卿にはなんらの定見もなく、ほとほと困じ果てて、密語するのみであった。岩倉公はこれを制して、

聖上親臨して群議を聞食し給ふ。各々肺肝を吐露して当否を指陳すべし。何ぞ妄りに席を離れて私議すべけんや。

という。殺氣堂に満ちて、収拾するところを知らないので主上暫時の休憩を命じ給うた。

岩倉公と西郷・大久保は、非常手段に訴えても、慶喜に辞官納地を迫ることを力説せんとし、それによって徳川氏を屈伏せしめ、もって王政復古の威力を示し、それによって新政府の基礎をますます強固ならしめようとした。その熱意に動かされて、越前藩も土佐藩も岩倉公の意見に従ったので、朝議は慶喜に辞官納地を迫ることに決し、尾張侯と越前侯とから旨を慶喜に伝達せしめることになった。

その後は、慶喜公の恭順と、尾越両侯の斡旋にもかかわらず、会津・桑名をはじめとして、將軍家に親近の諸藩や旗本家人等の朝旨を解しないものがあり、岩倉公一派や薩長諸藩の態度の強硬に過ぎるものがあるなどして、ついに鳥羽・伏見役に端を発する明治戊辰の役となり、朝幕二軍が干戈の間に相見えるの不幸に遭遇したが、終局において

岩倉具視を想う(一) (藤井)

は岩倉公等のこいねがったように、幕府方の威力は全く地に落ちて、維新政府の基礎は予期以上に強固なものとなったのであった。

〔註〕 小御所会議については

坂崎斌氏〔鯨海醉侯〕二八四頁―二八九頁

本多辰次郎博士〔維新史〕六〇〇頁―六〇六頁

皇后宮職〔岩倉公実記〕中巻、百五十七丁―百六十一

丁

などに詳細な記載がある。参看せられよ。

かくの如く、岩倉公の幕末維新におけるや、その朝にあると野にあるとを問わず、終始一貫、朝廷のために画策してかわることがなかった。また、その画策するや、常に強気に出て、万難を排して目的を達成しなければやまず、時に神出鬼没、端睨すべからざるものがあって、ために奸物の汚名をさえ蒙ったのである。だが、公の意図するところは、常に皇権の回復にあり、強固な維新政府の樹立にあり帰するところは天皇親政の基礎を確立することにあつた。思えば、岩倉公の憲法政治に対する寄与も、実にこのような回天の大業達成に対する赤誠に、その端を発するのである。